

令和2年度進行管理・評価シート
添田町 歴史的風致維持向上計画(平成26年6月23日認定)
(最終変更 令和3年3月12日)

□進捗評価シート(様式1)

①組織体制(様式1-1)

1. 法定協議会及び支援連携体制について ----- 1

②重点区域における良好な景観を形成する施策(様式1-2)

1. 景観法に基づく景観行政団体への移行・景観計画の策定 ----- 2

③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式1-3)

1. 英彦山神宮参道保存整備事業・
英彦山神宮参道修景整備事業 ----- 3
2. 中島家住宅保存修理事業 ----- 4
3. 中島家住宅活用整備事業 ----- 5
4. 中村家住宅保存活用整備事業 ----- 6
5. 英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業
添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業 ----- 7
6. 公共施設修景整備事業 ----- 8
7. 案内板等整備事業 ----- 9
8. 普及啓発イベント事業 ----- 10
9. 歴史的古文書保存活用事業 ----- 11
10. 民俗芸能文化財等伝承支援事業
まちづくり団体育成支援事業 ----- 12
11. まちづくり団体設立支援事業 ----- 13
12. 児童・生徒に対する意識向上推進事業 ----- 14

④文化財の保存又は活用に関する事項(様式1-4)

1. 文化財の周辺環境の整備 ----- 15
2. 民間団体への助成・支援や連携・協力した取組など ----- 16

⑤効果・影響等に関する報道(様式1-5)

1. 町広報「歴まちコラム」他 町内歴史文化に関する報道 ----- 17

⑥その他(効果等)(様式1-6)

1. JR日田彦山線のBRTによる復旧 ----- 18

□法定協議会等におけるコメントシート(様式2) ----- 19・20

評価軸①-1
組織体制

項	目	評価対象年度	令和2年度 現在の状況
	法定協議会及び支援連携体制について		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容

本計画の推進、実施にあたっては、計画策定時同様にまちづくり課文化財係が事務局を担い、歴史まちづくり法第11条に基づく添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会において計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進することを基本とする。

計画の推進や事業の実施に際しては、国や福岡県の指導を仰ぎながら、庁内の関係各課との連絡調整を行い、事業対象となる文化財の所有者や周辺住民等と協議の上、一体となって事業を推進する。

定性的・定量的評価

年度間を通じた県下におけるコロナウィルス感染状況を鑑み、令和2年度における添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会は、1回の書面決議により指導・助言を仰いだ。

なお、同協議会について、前任委員の辞任等に伴い新任委員を選任するとともに、庁内における機構改革により担当係等の名称変更がなされた。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員の変更内容

前任委員		新任（変更箇所のみ表記）	
氏名	所属	氏名	所属
森 山 沾 一	福岡県立大学 名誉教授 田川まるごと博物館 館長 田川市石炭・歴史博物館 館長		
段 上 達 雄	別府大学 教授 文化庁 文化審議会専門委員 福岡県文化財保護審議会専門委員		
長 野 覺	元駒澤大学 教授 英彦山調査指導委員 日本山岳修験学会 顧問		
平 嶋 道 行	一級建築士 NPO 法人 福岡文化財匠塾正会員	岡 大 輔	NPO法人 デザイン都市・プロジェクト 理事長 NPO法人 和の文化研究会 副理事長
城 戸 康 利	太宰府市 教育委員会 文化財課 課長		元太宰府市 教育委員会 文化財課 課長
福岡県 教育庁 教育総務部 文化財保護課 課長			
福岡県 建築都市部 都市計画課 課長			
国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市整備課 課長			国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画管理課 課長
副町長			
教育長			
英彦山行政区代表者			
町二行政区代表者			
町三行政区代表者			

評価軸②-1

重点区域における良好な景観を形成する施策

		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
項 目			
景観法に基づく景観行政団体への移行・景観計画の策定			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容	本町の山間地域は英彦山をはじめとする豊かな自然に囲まれた集落景観、麓の添田駅周辺は中低層の市街地景観が形成されており、引き続きこれらの景観を維持していく。 特に、重点区域として設定されている英彦山区域や添田本町等区域は、脈々と受け継がれてきた固有の景観を後世に継承していくため、歴史・文化を尊重した景観形成を図ることが求められる。 そのため、景観行政団体へ移行するとともに、景観法に基づく景観計画の策定を計画期間内に検討する。
-------------	--

定性的・定量的評価

令和3年度からの景観計画策定に向けて、「景観改善推進事業」活用 の概算要望を行ったものの所管課・係が不明確であるなど、庁内における調整がつかず本要望において取り下げを行った。

なお、庁内の景観担当所管課の調整に向けての協議は継続しており、県より景観団体への移行・景観計画策定に向けた指導を仰いだ。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☐ 計画どおり進捗している ☒ 計画どおり進捗していない	第2期の「添田町歴史的風致維持向上計画」の策定はもとより、本町特有の風情・情景を今後も守り続けるためには、景観関連の取り組みが必要である。 そのため引き続き関係各課との協議・調整を継続し、庁内における景観担当課を明確にする。 そして、景観担当主管が明確となった際には、県都市計画課などの指導・助言を仰ぎながら、景観行政団体への移行及び景観計画策定を図る。

状況を示す写真や資料等

添田町における景観計画策定、景観団体への移行に向けた取り組み

月 日	内 容
随 時	庁内の関係課による協議
R2. 8. 4	令和3年度「景観改善推進事業」の概算要望の提出
随 時	庁内の関係課による協議
8.26	県都市計画課からの景観団体への移行・景観計画策定に向けた指導・助言
随 時	庁内の関係課による協議
R3. 1.15	令和3年度「景観改善推進事業」の本要望調査において、『要望なし』の旨を報告

評価軸③-1

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項	目	評価対象年度	令和2年度 現在の状況
	英彦山神宮参道保存整備事業 英彦山神宮参道修景整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成29 年度～令和5年度

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容

【英彦山神宮参道保存整備事業】
町道英彦山線である英彦山神宮参道の石段や石塔等の工作物の保存整備を行う。
また、これらの保存に影響を及ぼす、参道沿いなどにあるツツジ等の樹木の間伐を行うとともに、小広場の整備を行う。

【英彦山神宮参道修景整備事業】
英彦山神宮参道にあり、景観を阻害している水道パイプの地中化や歴史的景観を尊重した色彩を用いた消火設備に修景整備する。

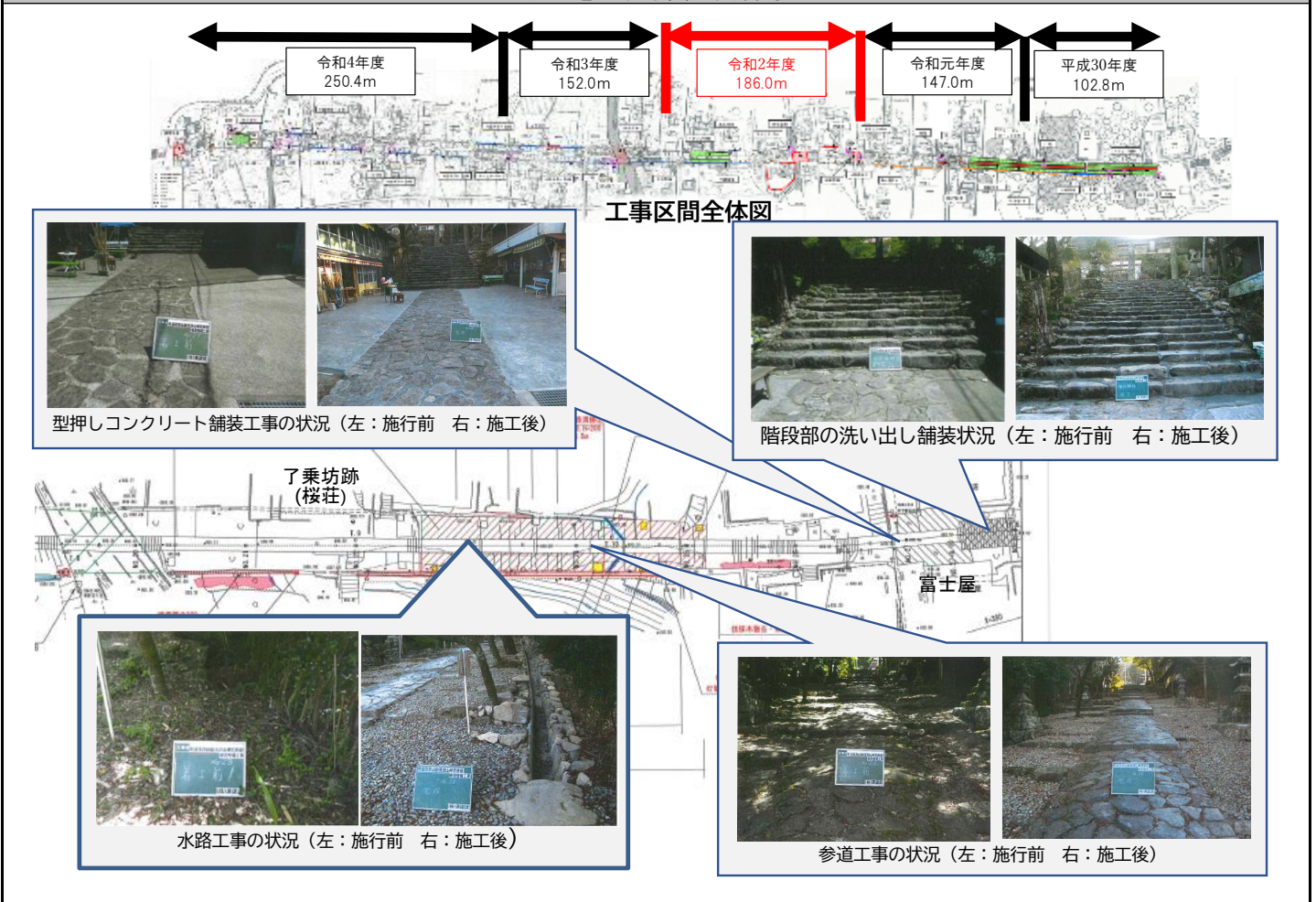
定性的・定量的評価

令和2年度にあつては、2つの商店が建ち並び往来者の目に触れやすい“区間”を施工。
町道との交差する商店前の参道脇を、石張り風の「型押しコンクリート舗装」を施工したことで、より参道の風情を感じられるようになり、地域住民や散策者からも好評を得ている。
また、玉砂利を大型化したことで、雰囲気良くなり砂利の流れ落ちも低まる効果も期待できる施工となった。

本年度工事長 約186.0m【総工事完了(R2を含む)長:435.8m、完了延長/全体(838.2m)割合:51.99%】

進捗状況	実施・検討にあつての課題と対応方針
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等



評価軸③-2

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項	目	評価対象年度	令和2年度 現在の状況
中島家住宅保存修理事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間	平成29年度～令和5年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
計画に記載している内容	重要文化財に指定されている主屋の保存修理を実施する。また、耐震診断を実施の上、必要に応じて耐震補強を実施する。

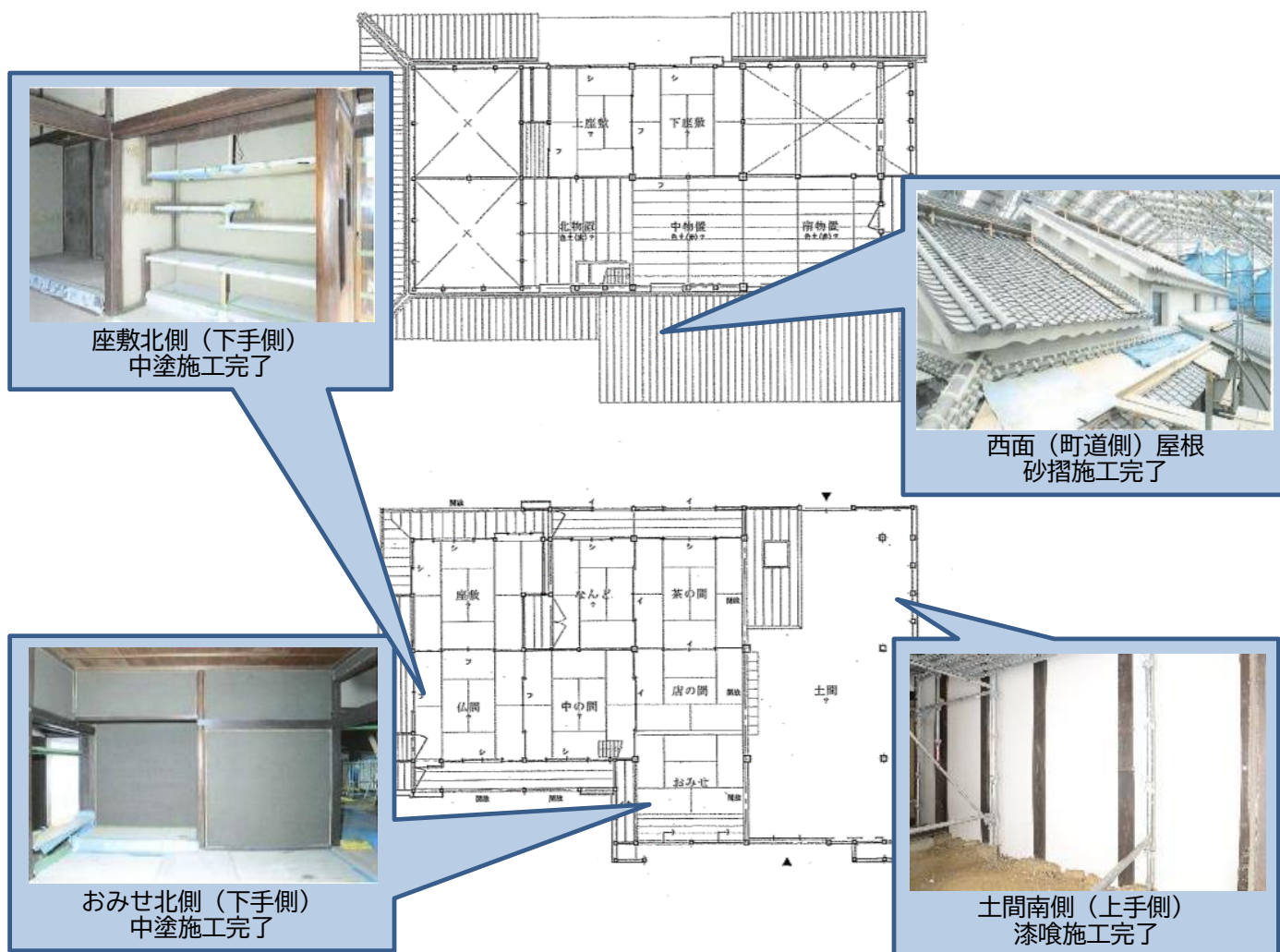
定性的・定量的評価

令和3年12月の竣工に向けて工事を行っており、現在のところ予定どおり進捗。
R3.5月頃には、覆屋が外れ、“とおり”から外観が見られるようになる見込み。

費用面における令和2年度工事施工率:22.59%(R2までの通算の費用面における工事施工率:78.99%)

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等



『国指定重要文化財 中島家住宅』の保存修理の状況

(完成後の平面図(上:2階、下:1階))

評価軸③-3

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和2年度
現在の状況		☐実施済 ☒実施中 ☐未着手
中島家住宅活用整備事業		

事業期間	平成27 年度～令和5年度
支援事業名	町単独事業
計画に記載している内容	策定した保存活用計画に基づき、文化財未指定の蔵や庭園等と併せて、駐車場等の便益施設の整備を実施する。 また、円滑な公開活用のために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。

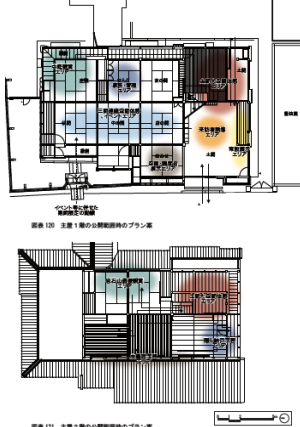
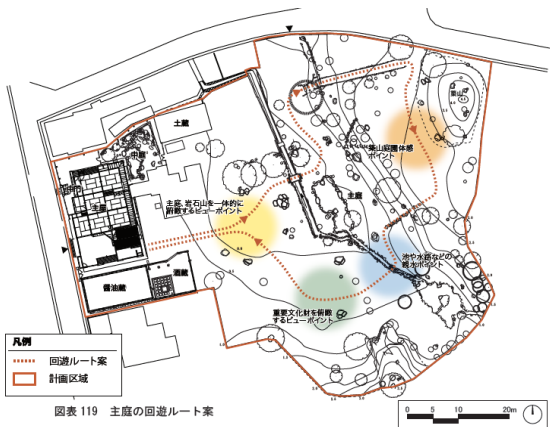
定性的・定量的評価	
現在取り組んでいる「国指定重要文化財 中島家住宅保存修理事業」に取り組んでおり、工事に要する資材保管庫や現場事務所が設置されているため、竣工後でないと庭園の整備と併せトイレ等の便益施設の整備が施工できない。 しかし、その保存修理工事の竣工が令和3年12月と迫ってきたことから、今後の管理や活用による運営を担う事業運営手法の検討と併せ、計画に位置付けている庭園・トイレ等の整備に向け、地元や関係機関との協議を図りながら準備を進めている。	

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

利活用整備及び指定管理者制度導入スケジュールモデル

項目	スケジュール
サウディング型市場調査	R 3 年 4 ～ 5 月
市場調査に基づく仕様の検討	R 3 年 6 月
指定管理者の募集手続き	R 3 年 7 ～ 8 月
指定管理者の決定	R 3 年 9 月
指定管理者との協議	R 3 年 9 ～ R 4 年 3 月
保存修理工事の竣工	R 3 年 1 2 月
本実施設計に伴う整備	R 4 年 4 月～R 5 年 3 月
公開活用運用の開始	R 5 年 4 月



「中島家住宅」の活用イメージ(保存活用計画(H27.3策定)より抜粋)

評価軸③-4

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項	目	評価対象年度	令和2年度 現在の状況
中村家住宅保存活用整備事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間	平成31年度～令和5年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
計画に記載している内容	町が所有(平成23年取得)する「町指定文化財 中村家住宅」を、歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理や公開活用のための整備を実施する。 また、円滑な公開活用のため、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。

定性的・定量的評価

令和3年末に竣工する「中島家住宅」と一体的に公開することで、より住民等へ歴史的建造物の周知と観光面での活性化の効果を高めるため、「中村家住宅」を単に歴史的建造物として公開するだけでなく新たな魅力を付加させるため、民間事業者の柔軟な発想による利活用アイデアを求め、4月に「サウンディング型市場調査」を実施した。
その後、そのサウンディング型市場調査の提案結果である「飲食店導入」を条件とし、「公募型プロポーザル方式」により借受候補事業者の募集を行い、借受候補事業者を選定し、賃貸借契約締結に向け協議中。
併せて、「飲食店導入」による活用を含めた保存活用整備に向け、借受候補事業者と協議により設計業務に取り組んだ。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

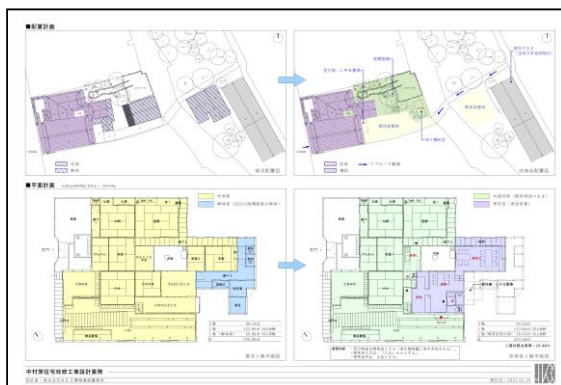
『サウンディング型市場調査』の概要

項	目	内 容
提案募集期間		令和2年3月 11 日(水) ～ 4 月 3 日(金)
提案団体数		1団体
ヒアリング実施日		令和2年4月 17 日(金)

サウンディング型市場調査のヒアリングの様子
(令和2年4月17日開催)

『飲食店導入を条件とした「公募型プロポーザル方式」による借受候補事業者選定』の概要

項	目	内 容
募集期間		令和2年 10 月 16 日(金) ～ 10 月 30 日(金)
応募団体数		1団体



保存活用整備に向けた設計業務に係る検討資料

借受候補事業者の募集時に
提出されたの企画提案書(抜粋)

評価軸③-5
歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和2年度 現在の状況
項 目		
英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業・ 添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間	平成28 年度～令和5年度
支援事業名	町単独事業
計画に記載している内容	英彦山区域・添田本町等区域に所在し、歴史的風致形成建造物の指定方針に基づきに指定した「歴史的風致形成建造物」にあって、所有者等において保存修理に実施した場合、その修理に対し助成金を交付し支援する。

定性的・定量的評価

予定していた3件の所有者等と協議を行ったものの、当町の歴まち計画の満了(～5年度末)以後、本指定の根拠及び国補助金も活用できなくなることを理由に、指定に対して理解を得ることができなかった。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☐ 計画どおり進捗している ☒ 計画どおり進捗していない	町としても、根拠となる本町の歴史的風致維持向上計画の満了が迫っていることから、強く促進できなかったが、今後も継続して理解を求めていく。

状況を示す写真や資料等

様式第1号 (第2条関係)

歴史的風致形成建造物指定同意書

年 月 日

添田町長 殿

会頭 (所在地)
氏名 (住所等)

年 月 日付け 第 号で鑑識のありました下記の建造物も歴史的風致形成建造物に
指定することについて、下記のとおり回答します。

記

指定の有無	☐ 同意します	☐ 同意できません
建造物の名称		
所在地	添 田 町	
番 地		

備考

1 会頭の欄は、該当するものの○に✓を記入してください。
2 鑑識番号については、意見欄への記入は不要です。

様式第1号 (第1条第1項関係)

歴史的風致形成建造物指定書

指定番号 第 号
指定年月日 年 月 日

建造物の名称

所在地

所有者 住 居 氏 名

町域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第14条第1項に基づき、上記の建造物を
歴史的風致形成建造物に指定します。

年 月 日

添田町長 印

指定に係る様式
(左:指定同意書 右:指定書)

歴史的風致形成建造物の制度のご案内 ～指定編～

1 歴史的風致形成建造物の制度概要

歴史的風致形成建造物とは

歴史的風致形成建造物とは、添田町歴史的風致維持向上計画（以下、歴まち計画）における重点区域において、本町の維持向上すべき歴史的風致（歴まち計画の第2章）を構成し、今後も価値を留める必要があると認められる建築物を指し、支援を行うことを通じて、保護を推進するものです。

歴まち計画は、歴まちまちづくり法（平成20年施行）に基づき、平成27年5月に国（国土交通省、文化庁、農林水産省）より認定された計画であり、歴史的風致形成建造物は歴まちまちづくり法第12条第1項に基づき指定されるものです。

指定期間は、歴まち計画に掲載された計画期間内です。

指定による支援は

歴史的風致形成建造物に指定されると、次に示すような支援を受けることができます。

■指定に係る支援内容

○税制面における支援

- ・相続税課税において土地・建物の評価額の30%の控除が認めとなります。

○建築物の修繕・修築に係る支援

- ・指定された建造物の修繕及び修築を行う場合、補助制度を活用することができます。
- ・主に外装を修繕するために必要となる修繕費や修繕に係る設計費、工事費等について、補助を受けることができます。（詳細は、修繕・修築補助に参照ください）

指定に係る義務は

歴史的風致形成建造物の指定は、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建築物を指定します。

■指定に係る義務の内容

○所有者等の管理義務

- ・指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう、適切に管理する義務が生じます。【歴まちまちづくり法第16条】

○建築物の維持・保全・継承に係る制約

- ・建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合は、着手する30日前までに、町長に届出が必要となります。町長は、建造物の保全に支障をきたすものであると認めれば、設計の段階等の計画を講ずべきことを勧告する場合があります。【歴まちまちづくり法第15条】
- ・建造物の所有者が変更になった場合、新たな所有者は、町長に届出が必要です。

2 歴史的風致形成建造物の指定までの流れ

歴史的風致形成建造物の指定までの大まかな流れ

事前相談、協議	所有者→添田町
指定推薦書*の提出	所有者→添田町
結果の通知	添田町→所有者
同意書*の提出	所有者→添田町
調査、資料の作成	所有者（設計者）
指定通知書等の通知	添田町→所有者

【事前相談、協議】

- ・歴史的風致形成建造物の制度の趣旨や仕組み等について、町に事前に、相談・協議をお願いします。

【指定推薦書の提出】

- ・制度の趣旨等を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定したい場合は、所有者等は指定推薦書（指定様式あり）を作成し、町へ提出します。

【指定推薦書の結果の通知】

- ・指定推薦書を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定する場合は指定通知書、指定しない場合は不指定通知書が、町から所有者に通知されます。

【同意書の提出】

- ・歴史的風致形成建造物に指定することに同意する場合は、所有者は指定同意書（指定様式あり）を作成し、町へ提出します。
- ・指定には所有者全員の同意が必要です。

【調査、資料の作成】

- ・歴史的風致形成建造物に指定するため、調査を行い、指定の根拠となる資料作成を行います。

【指定通知書等の通知】

- ・指定は、第三セクターからの意見照会等を踏まえ、決定します。
- ・指定が決定したら、町から所有者に対して指定書が通知されます。また、指定された建築物等について、町長等が通知し、決意します。
- ・歴史的風致形成建造物に指定されたことを示す標識が設置されますので、道路等から確認できる場所に設置をお願いします。

指定に係る説明リーフレット(抜粋)

評価軸③-6

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項	目	評価対象年度	令和2年度 現在の状況
公共施設修景整備事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成29 年度～令和5年度

支援事業名 町単独事業

計画に記載している内容 特徴的なデザインで、周囲の景観を阻害しているスロープカー花駅(旧英彦山小学校校舎)について、周辺景観と調和した材料・色彩で覆う等の修景整備を行う。

定性的・定量的評価

本事業を施行する際にあっては、

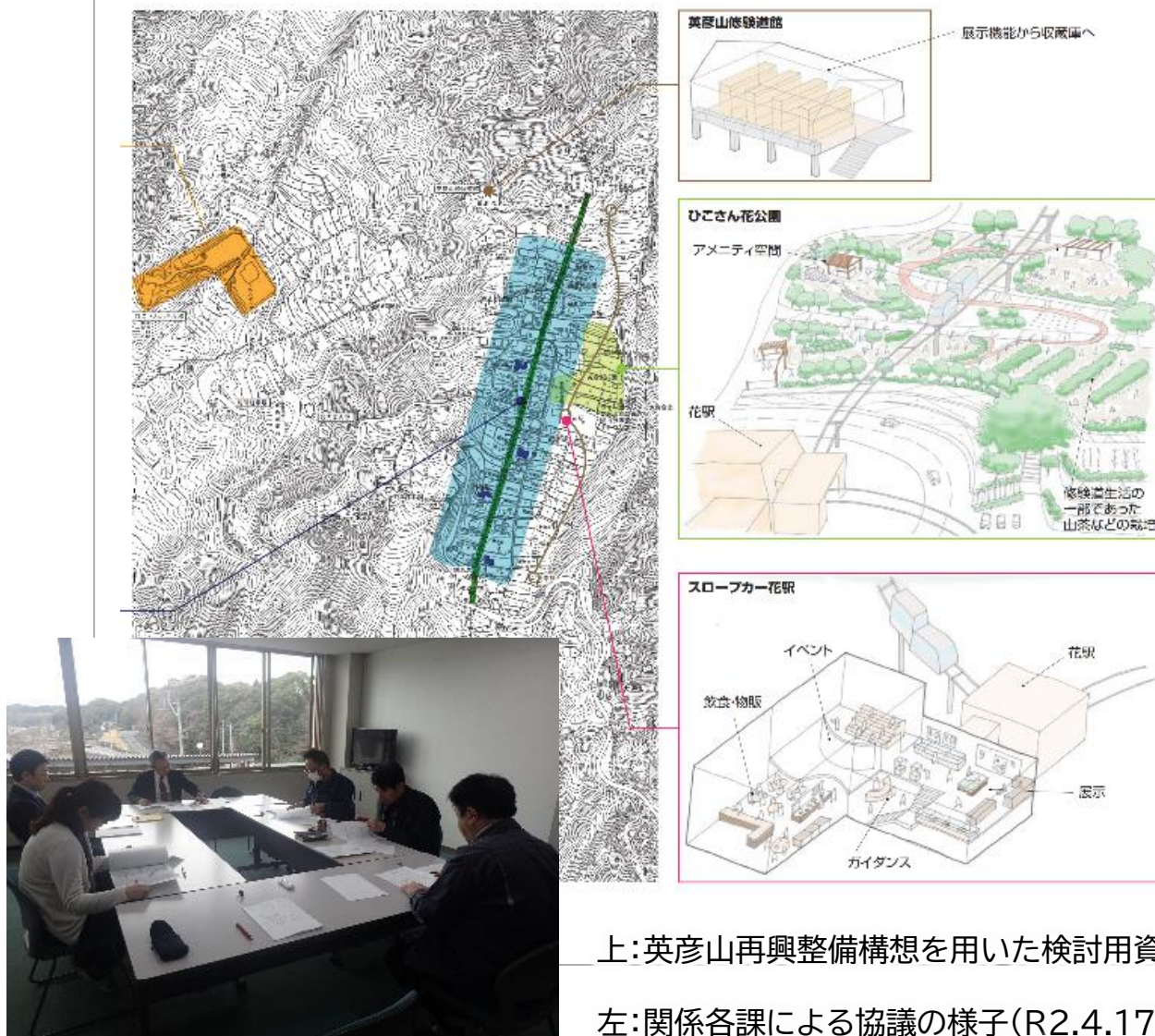
- ①人目に触れにくい場所に建っている英彦山修験道館の展示物の移設による山伏文化財室の拡充の検討
- ②スロープカーの運行区間についても検討がなされていることから、当該施設の運用状況も検討を要する。

以上のように検討を要する課題があることから、庁内における関係課と協議を行った。

進捗状況 実施・検討にあたっての課題と対応方針

☒計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等



上:英彦山再興整備構想を用いた検討用資料

左:関係各課による協議の様子(R2.4.17)

評価軸③-7

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項	目	評価対象年度	令和2年度 現在の状況
案内板等整備事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間	平成27年度～令和5年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
計画に記載している内容	歴史的建造物等に設置されている案内板や誘導サインのうち、経年劣化等により風情・景観をそがれているサインを除去するとともに、未設置の資源及び交通結節点等に、デザイン方針に基づいた案内板等を設置する。

定性的・定量的評価

当初、設置2ヶ所・撤去2ヶ所を予定していたが、設置予定の1ヶ所については、周辺からの同意が得られなかったため、県指定天然記念物『英彦山のトチノキ』の保護団体による整備と併せて、3年度予定していた説明板及び誘導サインの設置と添田公園周辺案内サインへと前倒し対応により設置した。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

令和2年度の整備状況

番号	取組箇所	施工前	サインの設置	施工後
1	トチノキ (英彦山のトチノキ)			
2	豊前坊入り口 (市道・林道合流点)			
3	トチノキ (丸瀨川合流点)			
4	陣屋跡 (豊前坊合流点)			
5	添田公園 駐車場			
6	陣屋ダム			
7	油木ダム			
8	津野神田 (丸瀨川合流点)			

新規設置	4 か所	(豊前坊、トチノキ説明板、林道入り口、トチノキ入り口)
盤面張替	1 か所	(添田公園駐車場)
撤去	5 か所	(陣屋ダム、油木ダム、トチノキ説明板、林道入り口、津野神田(丸瀨川))

計画執行率 (～令和2年度)	71.43% (50ヶ所／70ヶ所(設置・撤去))
-------------------	------------------------------

評価軸③-8

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項	目	評価対象年度	令和2年度 現在の状況
普及啓発イベント事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間	平成26年度～令和5年度
支援事業名	町単独事業
計画に記載している内容	本町に点在する歴史文化遺産に対する認識向上と併せて、歴史文化遺産を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の推進のため、勉強会や講演会等を開催する。

定性的・定量的評価

今年は、コロナウィルスの蔓延状況から、歴史的風致報告会(2回)及び『英彦山庭園群』見学ツアーとも開催を見送らざるを得なかったが、例年どおり「歴史的風致維持向上計画」の令和元年度の進捗評価は、町ホームページに掲載(令和元年9月)し、歴史的風致維持向上計画の周知を図った。

また、中島家住宅保存修理工事着工以降、工事見学会を開催していたが、今年は他イベント同様に中止となったが、工事の様子を知らせる『中島家だより』を町ホームページに掲載し、中島家住宅の保存修理工事の周知を図った。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☐ 計画どおり進捗している ☒ 計画どおり進捗していない	今年は、コロナウィルスの蔓延状況から、歴史・文化に関するイベントだけでなく、町の行事・イベントのほとんどを中止せざるを得ない状況であった。 今後もコロナ禍での生活・コロナとの共存を余儀なくされるため、歴史・文化及び歴史的風致維持向上計画に対する認識向上の取り組み手法等を検討する必要がある。

状況を示す写真や資料等

国指定重要文化財

中島家だより

2020 秋号 VOL.2

中島家住宅の工事が始まって3ヶ月がたちました。これまで工事見学会を2回開催しましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、工事見学会は開催しません。そのため、今年の中島家住宅の工事の経過や現状などを写真でご紹介します。

また、今後の状況により、工事見学会の開催が可能な場合は、ある程度参加できるようにします。

・柱の修理

文化財の保存修理工事では、文化財としての面影を残すため、基本的に現在使われている材料をそのまま利用します。そのため、材料がそのまま利用できず、つぎつぎと交換が必要となり、工事が長くなります。

そして、材料の十分な場合は、その部分だけを切り取り、新たな材料を取り付けて、組み替えます。



修理前
材料の切り替わりが
見られる。



修理後
新しい材料を取り替
えている。

・土壁(つちかべ)の造替え(ぬりかえ)

土壁は風や雨に弱く、土を塗って作り上げます。壁の底(一帯内組)となる部分に木骨(こし)を打ち、その上に、土(かた)を塗り込んでいきます。帯を入れることで、ねばり強くなり、土が乾くとくずれやすくなります。



木骨(こし)を打ち込んで、土を塗り込んでいきます。土が乾くとくずれやすくなります。



土壁の塗り作業

中島家だより(令和2年秋号)【抜粋】

評価軸③-9

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項 目		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
歴史的古文書保存活用事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間	平成28年度～令和5年度
支援事業名	町単独事業
計画に記載している内容	文化財に指定されていない古文書等を、補修を行うとともにデジタルデータ化し、後世への継承と歴史文化遺産を活かしたまちづくりに活用を図る。

定性的・定量的評価

明治初期の町全体の土地の状況面積や形状を表し、字図の原型ともいえる大絵図の修復とデジタルデータ化に向けて、大絵図の現状調査と庁内におけるニーズについて聞き取り調査を行った。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☐ 計画どおり進捗している ☒ 計画どおり進捗していない	大絵図の修復とデジタルデータ化を予定していたが、大絵図自体が非常に大きな(最大12畳程度)ことから、費用が高むだけでなく、字図に更新されていることから、それほどのニーズもないことから、計画全体における優先順位を検討する。

状況を示す写真や資料等



大絵図の調査の様子

左上:大絵図の巻数調査
 上:サイズ調査
 左:色彩状況の調査

評価軸③-10

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項 目		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
民俗芸能文化財等伝承支援事業・ まちづくり団体育成支援事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成27年度～令和5年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)		
計画に記載している内容	【民俗芸能文化財等伝承支援事業】 神幸祭等の祭礼や神楽等の伝統芸能を行っている活動団体に対して、活動の維持や後継者育成に資する活動経費に対し、助成金を交付し支援する。 【まちづくり団体育成支援事業】 本町に点在する歴史文化遺産の保存のための活動や、歴史文化遺産を活用した活動を実践している団体に対し、活動経費を助成することにより、保護・活用の取り組みを推進・支援する。		
定性的・定量的評価			
【民俗芸能文化財等伝承支援事業】 鷹巣原地域(高住神社周辺)で、伝統的活動を担っている『鷹巣原地域活性化委員会』が行った「神幸祭等の伝統的活動見学者等への活動への賛同及び会への参加促進活動。」「伝統的活動で使用する太鼓の修理。」などの活動経費の一部を助成し支援を行った。 【まちづくり団体育成支援事業】 英彦山の歴史文化のPRと地域の活性化を目的とした『英彦山門前町同好会』、英彦山唐ヶ谷地区にある県指定天然記念物「トチノキ」の保護と周辺整備及びトチノキを含めた地域のPRを目的とした『トチノキを守る会』の2団体が実施した以下の事業に係る事業費の一部を助成した。			
支援他団体名	英彦山門前町同好会	トチノキを守る会	
支援した活動内容	- 勉強会等の開催による会の熟成 - イベント開催による地域の活性化 - 会活動の周知と併せた会活動の継承に向けた会員加入促進	- トチノキの保護と見学者の安全を図るため整備 - トチノキの周知 - 会活動の継承に向けた会員加入促進	
進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない			
状況を示す写真や資料等			
 「鷹巣原地域活性化委員会」の太鼓修理事業 修理前の太鼓(上)  『トチノキを守る会』によるトチノキへの進入路・敷地整備  英彦山門前町同好会の活動内容 上左・上右: 参道灯籠まつり(R2. 8.14開催) 下: ひこさん山伏の里探訪(R2.10.10開催)  修理後の太鼓(下) 			

評価軸③-11

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項 目		評価対象年度	令和2年度 現在の状況
まちづくり団体設立支援事業			☒ 実施済 ☐ 実施中 ☐ 未着手

事業期間	平成26年度～令和5年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
計画に記載している内容	歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進するには、行政の取り組みだけでなく地域住民等との協働による取り組みが必要不可欠であるため、重点区域である英彦山区域及び添田本町等区域において、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の設立を支援する。

定性的・定量的評価

平成27～29年度に実施したことにより、重点区域の英彦山区域においては「英彦山門前町同好会」、添田本町等区域においては「重文・中島家住宅推進協議会」の各1団体が設立することができた。
 そのため、設置された両団体が自立した活動を担えるよう、「まちづくり団体育成支援事業(③-10参照)」による活動費助成を含めた運営・活動に対する助言・指導に注力している。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等



R3.1.15開催「重文・中島家住宅推進協議会」との協議

評価軸③-12

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項	目	評価対象年度	令和2年度 現在の状況
児童・生徒に対する意識向上推進事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間	平成27年度～令和5年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容	町内の小・中学校と協力しながら、後世への伝承者である児童・生徒に対し、添田町の歴史や歴史文化遺産に関する授業に取り組むためテキストを作成するとともに、授業への学芸員等の派遣や文化財の現地見学等により、本町の歴史文化への意識向上に資する取組みを実施する。
-------------	--

定性的・定量的評価

平成26年度に作成した歴史テキスト「知ってる 添田町」については、町内小学校に配布済で、各小学校で授業での活用と併せて、図書館に配備しており児童が読める状況にしている。
また、小学校の「中島家住宅」の保存修理工事見学や「英彦山修験道館」への社会見学の際には学芸員が赴き、町の歴史・文化に対する認識と意識向上を図った。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等



添田小5年生の現地見学(R2. 9. 29)

左：英彦山修験道館

右：英彦山庭園（旧亀石坊庭園）

添田小3年生の現地見学(R2. 10. 23)
「国指定重要文化財 中島家住宅」の保存修理工事

評価軸④-1

文化財の保存又は活用に関する事項

項	目	評価対象年度	令和2年度 現在の状況
文化財の周辺環境の整備			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因によりき損したり、き損の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、き損した場合の適切な修理が求められる。
また、本町の文化財を保存・活用していくためには、添田町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

定性的・定量的評価

英彦山及び英彦山修験道関連の文化財を展示公開している『英彦山修験道館』について、国指定重要文化財(工芸品)である「彦山三所権現御正体」や同(書籍・典籍)「仁王般若經」などの美術品や古文書等について、カビや害虫の駆除と予防のため2年に1度、全館の燻蒸消毒を施行している。

また、文化財保護活用団体(「添田町-12」参照)等により、国指定重要文化財 中島家住宅や英彦山神宮参道などの草刈りや清掃作業がなされた。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等



英彦山修験道館の燻蒸消毒の様子

左：屋内での燻蒸用配管



右：施工後の状況調査



文化財保護団体等による指定文化財等の周辺環境整備

左：「重文・中島家住宅推進協議会」による
中島家住宅敷地の草刈り



右：「英彦山門前町同好会」等による
英彦山神宮参道の清掃

評価軸④-2

文化財の保存又は活用に関する事項

項	目	評価対象年度	令和2年度 現在の状況
	民間団体への助成・支援や連携・協力した取組など		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容 指定文化財の修理は、文化財保護法や福岡県、添田町の文化財保護条例に基づくとともに、文化庁や福岡県教育委員会、福岡県文化財保護審議会、添田町文化財専門委員会等の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

定性的・定量的評価

【英彦山神宮による上宮修復に係る基本設計に対する支援】

英彦山神宮により、経年劣化や長年の風雨等により被害により損傷が激しい上宮について、文化庁の補助金を活用して、被害状況や耐震診断とともに修復方針の決定などを行う基本設計に取り組んでおり、町においては、助言とともに添田町文化財保護条例に基づき費用の一部を支援を行った。

なお、実施中のR2. 9月に、台風によりその範囲が拡大したため、その罹災状況についても基本設計に盛り込み対応した。

【史跡「英彦山」指定地に係る災害復旧支援】

令和元年豪雨により罹災した国指定史跡「英彦山」指定地である坊舎の石垣について、坊舎所有者において、国及び県補助を活用して石垣の復旧事業を実施しており、町においても添田町文化財保護条例に基づき支援を行った。

また、令和2年7月の豪雨により、旧亀石坊庭園(指定名称:英彦山庭園 旧亀石坊庭園)に土砂が流入したため、同様に国及び県補助を活用した土砂排出事業に取り組んだため、町においても同様に事業費の一部支援を行った。

【県天然記念物「諏訪神社のイチイガシ」保全整備に対する支援】

中元寺諏訪神社境内にある県指定天然記念物「諏訪神社のイチイガシ」について、平成15年度に、土壌改良と併せワイヤによる倒木防止を施工していたが、それから17年が経過し、前回の土壌改良により樹勢が改善したことで樹高も高くなったことと併せ、既存ワイヤに過度な負担が架かっていたため、所有者及び地元観光協会等が主体となり、荷重軽減選定のための剪定やケーブリング・土壌改良を実施。

町においては、県補助金申請等に係る支援や添田町文化財保護条例により費用の一部支援を行った。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等



史跡「英彦山(坊舎石垣)」の災害復旧工事

左：罹災状況

右：復旧後



英彦山上宮の罹災状況

上：拝殿（正面）
 中：拝殿（南面）
 下：拝殿（礎石）



県天然記念物「諏訪神社のイチイガシ」保全整備

左：実施前

中：切り口保護剤塗布

右：実施後

(中央下部にケーブリングワイヤ)

評価軸⑤-1

効果・影響等に関する報道

報道等タイトル		評価対象年度	令和2年度
年月日		掲載紙等	
英彦山花ごよみ (オオヤマレンゲ・紅葉など、英彦山に自生するの話題)		4/9、9/17、 10/3、10/31、 11/10、3/24	西日本新聞
今年も英彦山・高住神社へ (高住神社での戦没者慰霊のための護摩焚き供養)		R2.8.12	毎日新聞
高住神社の紅葉情報		R2.10.22	西日本新聞
国指定重要文化財中島家住宅に保管されていた金庫の解錠作業		R2.12.4	TVQ九州放送 「所さんの学校では教えてくれないそこんトコ」
英彦山門前町同好会		R2.12.24	読売新聞
「守静坊」のしだれ桜満開		R3.3.23	西日本新聞
歴まちコラム ～歴史と文化のふる里探訪～			
古文書から判明した招魂社を守る人々の想い		令和2年4月号	町広報
小倉藩からの脱却を求め、英彦山が日田県に編入		6月号	
町内の古文書に残る江戸時代の「英彦山の材木」		8月号	
江戸時代に町内でも測量 日本地図を作った伊能忠敬		10月号	
推定樹齢千年以上 諏訪神社のイチイガシ		12月号	
謎多き豪商の歴史 地域発展に尽くした中島家		令和3年2月号	

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和2年度は、コロナウィルスの蔓延による非常事態宣言等を受けて、町のイベント同様に、神幸祭等の伝統的活動や活動する歴史・文化の保護・活用団体のイベント等も軒並み中止となったことから、新聞等の掲載件数は例年より少なかった。しかし、そのような状況下でありながら、本町特有の歴史的風致の重要要素であるオオヤマレンゲや紅葉など、歴史的景観を助長する植物の開花情報などが掲載されるとともに、英彦山区域において、英彦山で受け継がれた歴史・文化を継承するための活動を担う「英彦山門前町同好会」の活動が掲載(読売新聞朝刊:R2.12.24)された。

また、現在保存修理工事に取り組んでいる「国指定重要文化財 中島家住宅」にあった金庫について、昨今話題の金庫解錠企画に取り上げられ、解錠の様子とともに「中島家住宅」についても全国に向けて発信(TVQ九州放送(テレビ東京系列:R2.12.4放送)できた。

また、町広報において、本町の歴史・文化を紹介する「歴まちコラム」は、平成27年から隔月での掲載を継続しており、周知の文化財の掘り下げた内容や埋もれた歴史・文化財にも着眼しており、町民から好評を得ており、本町の歴史・文化の周知に寄与している。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☐ 計画の進捗に影響あり ☒ 計画の進捗に影響なし	

状況を示す写真や資料等

歴まちコラム ～歴史と文化のふる里探訪～

町内 謎多き豪商の歴史 地域発展に尽くした中島家

町内 江戸時代に町内でも測量 日本地図を作った伊能忠敬

町内 推定樹齢千年以上 諏訪神社のイチイガシ

小倉藩からの脱却を求め、英彦山が日田県に編入

古文書から判明した招魂社を守る人々の想い

町内 江戸時代に町内でも測量 日本地図を作った伊能忠敬

町内 推定樹齢千年以上 諏訪神社のイチイガシ

小倉藩からの脱却を求め、英彦山が日田県に編入

古文書から判明した招魂社を守る人々の想い

町内 江戸時代に町内でも測量 日本地図を作った伊能忠敬

町内 推定樹齢千年以上 諏訪神社のイチイガシ

小倉藩からの脱却を求め、英彦山が日田県に編入

古文書から判明した招魂社を守る人々の想い

町内 江戸時代に町内でも測量 日本地図を作った伊能忠敬

町内 推定樹齢千年以上 諏訪神社のイチイガシ

小倉藩からの脱却を求め、英彦山が日田県に編入

古文書から判明した招魂社を守る人々の想い

町内 江戸時代に町内でも測量 日本地図を作った伊能忠敬

町内 推定樹齢千年以上 諏訪神社のイチイガシ

小倉藩からの脱却を求め、英彦山が日田県に編入

古文書から判明した招魂社を守る人々の想い

町内 江戸時代に町内でも測量 日本地図を作った伊能忠敬

町内 推定樹齢千年以上 諏訪神社のイチイガシ

小倉藩からの脱却を求め、英彦山が日田県に編入

古文書から判明した招魂社を守る人々の想い

著作権保護のため、新聞記事は掲載しておりません。

項目

JR日田彦山線のBRTによる復旧

計画に記載している内容 鉄道は、小倉駅から日田駅を結ぶJR 日田彦山線が南北を縦断し、町内には5つの駅を有しており、英彦山への玄関口である彦山駅は、英彦山参詣者の交通の要所となっている。

定性的・定量的評価

平成29年7月5日に発生した九州北部豪雨により、罹災したJR日田彦山線の添田駅～夜明駅(大分県日田市)間について、本町・東峰村、大分県日田市の首長や福岡・大分の両県知事、そしてJR九州社長で組織した「日田彦山線復旧会議」において、費用負担などを含めた復旧方法の検討を行っていたが、第6回会議(R2.7.16)において『BRT(バス高速輸送システム)により復旧すること』などが合意に至った。

なお、検討途中であるものの、英彦山への玄関口となる彦山駅の改修については、JR九州から「英彦山が有する歴史・文化」と周辺の自然景観等に配慮した駅舎への改修が提案された。

本整備が実現されると、沿線住民や来町者にとっての交通網の再整備だけでなく、本町の歴史・文化の周知だけでなく、観光にとっても新たな「仕掛け」となり地域が再活性化することが期待できる。

進捗状況

実施・検討にあたっての課題と対応方針

- 計画の進捗に影響あり
■計画の進捗に影響なし

状況を示す写真や資料等

令和2年7月16日
日田彦山線復旧会議

合意事項

【復旧方針について】

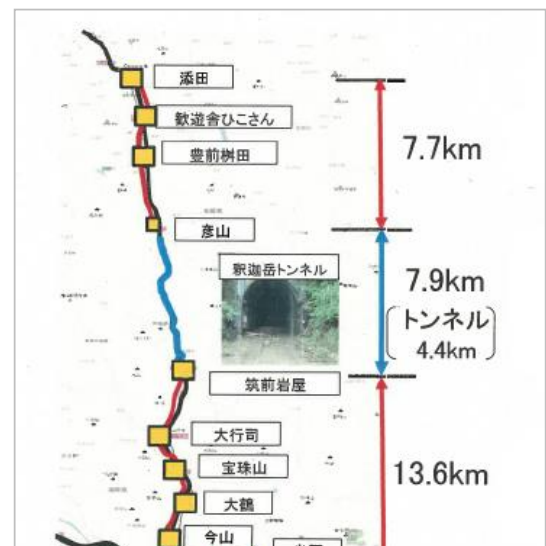
- 1 JR日田彦山線(添田駅～夜明駅間)については、彦山駅から宝珠山駅間を専用道区間とするBRT(バス高速輸送システム)で復旧する。
- 2 復旧に要する費用は、JR九州の負担とする。
被災した福井橋梁、平迫橋梁については、福岡県が行う事業の中で架け替えることとし、別途協定を締結するものとする。
- 3 本合意をもって、JR九州は復旧工事に着手し、早期の復旧を目指すとともに、停留所の設置等、工事完了前に提供可能なサービスについては、随時実施するものとする。

【継続的な運行の確保について】

- 1 JR九州は、BRTを持続可能な交通手段として、将来に亘り維持すべく責任をもって安全に運行するものとし、利用者の声に耳を傾け利便性の向上に努めるものとする。
- 2 福岡県、大分県、東峰村、彦山町、日田市は、JR九州と連携してBRTが持続可能な交通手段として維持されるよう、沿線住民に対する二次交通の充実を図るほか、観光振興や利用促進に努めるとともに、域外からの利用者の増加にも努めるものとする。

【今後の進め方について】

本合意事項を達成するために、JR九州、福岡県、大分県、東峰村、彦山町、日田市は、必要に応じ、BRTの運行や運営についての具体的な諸課題を協議するものとする。



説明会追加 JR九州が考える新たな復旧案 駅(停留所)

交通のハブとして再整備(彦山駅)

駅前ロータリーの整備と
町バスと同一ホームでの乗り換え



20-3

「日田彦山線復旧会議」等の資料

- 左:合意事項(第6回会議R2.7.16)
右上:BRTによる運行区間イメージ
右下:開催彦山駅の改修イメージ(案)(R3.2開催住民説明会資料より)

評価対象年度	令和2年度
法定協議会等におけるコメント	
コメントが出された会議等の名称：第14回 添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会(書面決議)	
会議等の開催日時：令和3年3月10日付依頼	
(コメントの概要)	
Q1: 「歴史的風致維持向上計画」認定市町の中には、既に10年を経過した認定自治体も多く、第2期計画策定により事業を継続している。 「添田町歴史的風致維持向上計画」に位置付けている事業の中には、令和5年以降も必要となる事業があると考えられるので、第2期計画の策定(延長)を検討すべき。 Q2: 本計画の第1期計画は、令和5年度までになると思うが、第2期計画策定について、どのように考えられているか？ 第2期計画策定までに、景観計画を策定することを、歴史まちづくり法運用指針で示されているが、景観計画を策定する意向はあるか？ Q3: 「英彦山神宮参道保存整備事業」・「英彦山神宮参道修景整備事業」により、参道は手摺を含めてとてもよくなっていると思う。今後も、景観に配慮しながら参道の保護のための整備を進めて欲しい。 Q4: 「案内板等整備事業」で撤去した案内サインは昭和の趣が感じられるので、写真等による記録保存を確実に行うこと。	
コメントが出された会議等の名称：第15回 添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会(書面決議)	
会議等の開催日時：令和3年5月7日付依頼	
(コメントの概要)	
Q5: 参道整備工事期間中の通行止めの対応として、通行者が散策できるよう”う回路”が整備されていたが、その整備に小石を用いていたが、英彦山は大雨が多い地域であるので大雨による流出が考えられることから小石ではなく、穴太積みで行うべきではないのか。 Q6: 英彦山庭園として価値付けられた「旧亀石坊庭園」について、禅庭の要素として重要な「鯉魚石」に、少量でよいので水を流すべき。文化財として提示する場合は滝としての在り様を表すことが重要になる。 Q7: 「公共施設修景整備事業」では計画通り進捗しているとのことであるが、「修景」とは周囲環境と調和する外観まで指すのではないのだろうか？次回はその進捗についても報告して欲しい。 Q8: 「英彦山神宮による上宮修復」について、神宮が寄付の窓口になっているのなら、役場からも広報で修復寄付を呼び掛ける支援をしてはどうか？神宮と役場のより建設的な連携が望まれる。 Q9: 「児童・生徒に対する意識向上推進事業」など、将来世代に係る社会教育事業に関して、とても有意義な活動が展開されている。ぜひ、継続してほしい。 Q10: 景観計画の策定について、他市を見ても策定まで1年以上はかかっている。第2期計画認定の国への申請は令和5年度当初と考えられることから、令和3年度中の景観行政団体への移行が望ましい。 Q11: 実施設計の修復方針と内容については、整備委員会に諮り、了解を得るべき。 英彦山神宮上宮修復について、被災した英彦山神宮上宮の実施設計にあたり、痕跡調査、破損調査等の十分な現地調査を行い、文化財の価値を損なわないよう当初材の保存(再利用)を心がけてほしい。 Q12: 「添田町歴史的風致維持向上計画」の見直しについて、第3章P129の文中、『観光庁において『明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月 策定)』など、従来の文化材保護施策だけではなく、』とあるが、文化財の保護と活用は文化庁の基本方針であり、観光庁のビジョンはあくまでも副次的な指針であると捉えた方が適していると考えため、【の方向性も受け】を追記した『観光庁において『明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月策定)』などの方向性も受け、従来の文化材保護施策だけではなく、』と、してはいかがか。	

評価対象年度	令和2年度
法定協議会等におけるコメント	
(今後の対応方針) A1: ご指摘のとおり、令和5年度以降も”歴史・文化を活かしたまちづくり”を内外にアピールするとともに、実施してきた事業を継続するためにも第2期計画の策定は必要である。 A10: しかし、ご指摘のとおり「景観計画を策定済みであること」が第2期計画認定の要件となっているため、事務局として準備を進めているが、景観担当課が定まっていない現状もある。(添田町-2「②-1」参照) そのため、早急に景観担当課を定めつつ、景観担当所管課と連携し、『第2期 添田町歴史的風致維持向上計画』への移行に向けて準備を進めたいと考えている。また、景観担当課が定まった折には、「景観行政団体」の移行も併せて検討を進めたいと考えている。 A3: 「英彦山神宮参道保存整備事業」・「英彦山神宮参道修景整備事業」については、本年度施工分から使用材(ステップ敷の玉砂利など)の見直したことにより、近隣住民や訪れた観光客などからも好評を得ている。 今後も、参道歩行者の安全は当然ながら、参道の保護及び周辺景観との修景に主眼をおき整備を進めていきたい。 A4: 「案内板等整備事業」で新設したサイン・撤去したサインを含めて、本事業による整備台帳を整備しており、本町のサイン整備における歴史(資料)として活用も可能となっている。 A5: ご指摘については、う回路上のぬかるみ対策として敷設したものであることをご理解いただきたい。なお、本道の整備について、古より採用された伝統工法(穴太積み)の採用を模索していたが、町内の土木業者に穴太積みができる技術者が限られていることや、今後の維持・強度等を考慮して地元等が希望したことからコンクリート塗装に雑割石を表面に貼付する現在の工法を採用せざるを得ない状況であったことをご理解いただきたい。 A6: 指摘いただいた「鯉魚石」への流水については、本来の「旧亀石坊庭園」への流水路が、長年の落葉や土砂堆積したことで流路が変わったことが要因にある。 旧亀石坊庭園は、個人所有であり、毎年、県補助金を活用して庭木の剪定や、令和2年度においては、庭園に流入した土砂撤去などにも取り組んでいただく(添田町-16「④-2」参照)など、適切な管理に努めていただいているが、流水路再整備には大規模な費用を要し、国・町等の補助金を活用してもなお、相当の負担を強いることになるため、中長期を視野にした流水路の再整備に向け、国・県等の指導を仰ぎながら、所有者と協議を継続している。 A7: 「公共施設修景整備事業」に関する修景方針については、平成27・28年の「英彦山再興整備基本構想」等及で検討されたが、その後、スロープカーのあり方について検討せざるを得ない状況となり、また、対象施設である『スロープカー花駅』の運用も未定なため、本事業に取り組むことができていない状況にある。 関係機関及び庁内で検討を継続して行っており、次回の協議会で、具体的な検討内容及び進捗についてご報告させていただく。 A8: 「英彦山神宮による上宮修復」については、国指定史跡「英彦山」の保護の観点から、国・県及び町は補助金という形で支援を行っているが、日本国憲法で謳われる政教分離の原則により、今回の神宮が行っている寄付については、特定の宗教支援にあたるため行政が関わるができないが、町としては、国指定史跡の保護を目的とした本事業が円滑に進捗できるよう、今後も神宮とは連携を図りながら進めていくこととしている。 A9: 本町には、後世へと伝承したい文化遺産が数多くあり、今後も町内の小・中学校と協力しながら「児童・生徒に対する意識向上推進事業」を継続することにより、本町の歴史文化の継承を図りたい。 A11: 国指定史跡「英彦山」の保存活用については、平成30年度に策定した『国指定史跡「英彦山」保存活用計画』に基づき行うものであり、併せて、国指定史跡「英彦山」の文化財的価値を担保するため、学識経験者や専門家等で組織した『国指定史跡「英彦山」整備委員会』を設置し、保存・管理や活用・整備に関する事項の指導を仰ぐこととしており、「英彦山神宮上宮修復」についても、指導を仰ぐ予定としている。 A12: ご指摘の箇所については、ご指摘いただいた文言の意味を『など』に込め省略したものである。 ご提示した計画書については、既に令和3年3月に改正を行った改正後の計画書であるため、次回の計画見直しで対応することにご理解をいただきたい。 なお、今後、読んだ方により捉え方に差異が生じないように、書きぶりには注意を払いたい。	